

補助対象者

- 次世代自動車の新車を自ら使用する目的で購入又は3年以上のリース契約（サブスクリプションを含む。）の締結をした者。
- 令和8年4月1日から令和9年3月31日に購入等をした次世代自動車が新車登録又は標識の交付を受けていること。
- 暴力団、暴力団員でない者。
- 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない者。
- 市税を滞納していない者。
- 申請区分ごとの補助要件に該当していること。

個人の場合

※全てに該当することが必要です。

- 新車登録の日又は標識の交付を受けた日から起算して1年以上前から引き続き市内に居住し、かつ安城市の住民基本台帳に記録されていること。
- 購入等をした次世代自動車の自動車検査証に使用者（超小型電気自動車の場合は、標識交付証明書に納税義務者）として記載されている者であること。
- 購入等をした次世代自動車の自動車検査証の使用の本拠の位置（超小型電気自動車の場合は、標識交付証明書の主たる定置場）に安城市の区域の所在地が記載されていること。

法人の場合

※全てに該当することが必要です。

- 市内に本社又は事業所等を有すること。
- 購入等をした次世代自動車の自動車検査証の使用の本拠の位置（超小型電気自動車の場合は、標識交付証明書の主たる定置場）に安城市の区域の所在地が記載されていること。
- 暴力団員又は暴力団関係者がその役員となっていない者。

【個人事業者の場合】

原則、個人として申請してください。

個人事業者として申請する場合は「法人の場合」の全てに該当することが必要です。

個人事業者のみ必要な書類がありますのでご注意ください。

補助対象経費

申請者が購入等をした次世代自動車の税抜きの車両本体価格
車両本体価格の値引きがあったときは、値引き後の金額